石川県発注工事における主任（監理）技術者及び
現場代理人の兼務等に関するＱ＆Ａ

令 和 7 年 7 月 1 日
石 川 県 土 木 部 監 理 課

このＱ＆Ａは、建設業法、監理技術者制度運用マニュアル等の関係規定をもとに、石川県発注工事における取扱いについて整理したものです。
他機関における取扱い等については、当該機関に確認してください。

問１　主任技術者や監理技術者とは何ですか。

問２　主任（監理）技術者の専任とはどういうことですか。

問３　主任（監理）技術者は複数の工事を兼務することができますか。

問４　主任（監理）技術者の兼務申請はどのように行うのですか。

問５　主任（監理）技術者の兼務が可能か事前に確認できますか。

問６　一般競争入札の配置予定技術者として、他工事に従事中の主任（監理）技術者を申請してもよいですか。

問７　現場代理人とは何ですか。

問８　現場代理人の常駐とはどういうことですか。

問９　現場代理人は複数の工事を兼務することができますか。

問 10　現場代理人の兼務申請はどのように行うのですか。

問 11　指導技術者は複数の工事を兼務することができますか。

問 12　監理技術者等や現場代理人、指導技術者を途中で交代できますか。

問 13　営業所技術者等を主任（監理）技術者、現場代理人又は指導技術者として現場に配置することはできますか。

問 14　石川県発注工事と他機関（市町等）発注工事について、主任（監理）技術者や現場代理人の兼務は可能ですか。

問１　主任技術者や監理技術者とは何ですか。

建設業者（建設業の許可を受けた者）は、元請負人・下請負人の別、請負金額の大小に関わらず、施工における技術上の管理（工程管理、品質管理、安全管理等）をつかさどる者として、所定の資格を有する主任技術者を配置しなければなりません。

また、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額）が、5,000 万円（建築一式工事については 8,000 万円）以上となる場合は、主任技術者に代えて、監理技術者を配置しなければなりません。

なお、主任（監理）技術者（主任技術者及び監理技術者をいう。以下同じ。）は、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされます。したがって以下のような技術者の配置は認められません。

- 直接的な雇用関係を有しない場合（在籍出向者や派遣など）
- 恒常的な雇用関係を有しない場合（一つの工事のみの短期雇用など）

特に、国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の主任（監理）技術者については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

問２　主任（監理）技術者の専任とはどういうことですか。

国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する建設工事については、工事一件の請負代金の額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上である場合は、主任（監理）技術者を専任で配置することが必要となります。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。

また、主任（監理）技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は、契約工期が基本となりますが、たとえ契約工期中であっても、次に掲げる期間については、工事現場への専任は必要としません。

ただし、いずれの場合も、発注者と受注者の間で、次に掲げる期間が設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確になっていることが必要です。

①　契約締結後、現場施工に着手するまでの期間
②　自然災害の発生等により工事を全面的に一時中止している期間
③　工事完成後、検査が終了し、後片付け等のみが残っている期間
④　橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

問３　主任（監理）技術者は複数の工事を兼務することができますか。

工事一件の請負代金の額が、主任（監理）技術者の専任が必要となる金額の場合は、当該工事に配置される主任（監理）技術者は、当該工事現場に係る職務のみに従事しなければならず、他の工事現場に係る職務を兼務することはできません。

ただし、専任を要する工事であっても、所定の要件を満たす場合は、複数の工事を同一の主任（監理）技術者が兼務できるものとします。

＜兼務可能なケース１＞

以下の要件をすべて満たす場合は、密接な関係のある二以上の工事として、発注機関の承認を得た上で、同一の専任の主任技術者（監理技術者は除く。）が、原則２件程度まで管理することができるものとします。

①　工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請負人が施工する場合等を含む。）であること

②　工事現場の相互の間隔が10ｋｍ程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合であること

③　次に定める工事でないこと

ア　新工法を採用した工事

イ　施工条件が厳しい工事

ウ　第三者に対する影響が大きい工事

エ　トンネル・橋梁などの重要構造物工事

オ　監理技術者の配置を要すると見込まれる工事

カ　その他、兼務を承認することが適当でない工事

＜兼務可能なケース２＞

以下のすべてを満たす場合は、２件まで同一の主任（監理）技術者の兼務を認めます。

① 各工事の請負金額が１億円未満（建築一式は２億円未満）であること。

② 工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ、移動時間が概ね２時間以内であること。

③ 各建設工事の下請次数が３次までであること。

④ 主任（監理）技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を工事現場ごとに配置すること。

（連絡員について）

・土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を１年以上有する者であること。

・例えば、工程会議や品質検査等が２つの工事現場で同時期に行われる　場合に、主任（監理）技術者等が遠隔から指示等するに当たって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことができる者であること。

・連絡員の専任や常駐は不要

・連絡員は元請が配置すること（直接的・恒常的な雇用関係は不要）

⑤ 工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じること。

（情報通信技術について）

建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）又はＣＣＵＳと連携したシステム等、工事現場以外から現場作業員の入退場が確認できるシステム

⑥ 人員配置の計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。また、当該計画書は営業所で保存すること。（当該計画書の作成等は電磁的方法でも可）

（人員配置の計画書について）

次に掲げる事項を記載すること。

ア 当該建設業者の名称及び所在地

イ 主任（監理）技術者の氏名

ウ 主任（監理）技術者の一日当たりの労働時間のうち労働基準法第３２条第１項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

エ 各建設工事に係る事項

（ア）当該建設工事の名称及び工事現場の所在地

（イ）当該建設工事の内容（土木一式、建築一式 等）
（ウ）当該建設工事の請負金額
（エ）工事現場間の移動時間
（オ）下請次数
（カ）連絡員の氏名、所属会社及び実務経験（土木一式、建築一式の場合のみ）
（キ）施工体制を把握するための情報通信技術
（ク）現場状況を把握するための情報通信機器

⑦　工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置し、かつ当該機器を利用可能な環境が確保されていること。

（情報通信機器について）
　工事現場の状況を確認するために必要な音声及び映像の送受信が可能な機器（タブレット端末、ＷＥＢ会議システム等）

＜兼務可能なケース３＞

以下のすべてを満たす場合は、２件まで同一の監理技術者の兼務を認めます。

①　予定価格が３億円未満（営繕工事（建物の新築、増築、改築に伴う設備工事を含む。）にあっては２億円未満）であること。
②　兼務する工事がいずれも石川県が発注するものであること。
③　工事現場間の距離が概ね１０ｋｍ以内であること。
④　監理技術者が、工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
⑤　工事の規模や施工の難易度等から監理技術者の兼務が認められないと判断される工事でないこと。
⑥　兼務する工事毎に監理技術者補佐を専任で配置すること。

（監理技術者補佐について）
次のすべてを満たす者であること。
ア　受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
イ　主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。）又は監理技術者の資格を有する者であること。
ウ　監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡がとれる体制であること。
エ　監理技術者補佐が担う業務について発注者に説明できること。

＜兼務可能なケース４＞

工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合は、複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任（監理）技術者※の管理を認めます。

※監理技術者補佐も対象

この場合、兼務する工事に係る下請金額の合計が 5,000 万円（建築一式は 8,000 万円）以上となる場合は、監理技術者の配置が必要です。

なお、工事一件の請負代金の額が、主任（監理）技術者の専任が必要でない金額の場合は、技術者の兼務について、法令上の制限はありません。

ただし、主任（監理）技術者は施工における技術上の管理（工程管理、品質管理、安全管理等）をつかさどる者であることから、適正な施工の確保に支障をきたすことのないよう、受注者において十分に留意してください。

問４　主任（監理）技術者の兼務申請はどのように行うのですか。

工事受注後、兼務を希望する際に「主任（監理）技術者の兼務承認申請書」（様式第１号）により、以下①～②のとおり申請してください。

①　兼務を希望する工事がいずれも専任の必要な工事である場合
　既に従事している工事の発注機関の承認を先に得た上で、これから従事しようとする工事の発注機関に申請してください。

②　専任の必要な工事と専任の不要な工事との間の兼務を希望する場合
　専任の必要な工事の発注機関に対して申請してください。（専任が不要な工事の発注機関に承認を得る必要はありません。）

なお、問３＜兼務可能なケース２＞により申請する場合は、「（別紙１）主任（監理）技術者の兼務に関するチェックリスト」を、＜兼務可能なケース３＞により申請する場合は、「（別紙２）監理技術者の兼務に関するチェックリスト」を添付してください。

また、兼務を希望する工事がいずれも専任の不要な工事である場合、発注機関の承認を得る必要はありません。
ただし、主任（監理）技術者は施工における技術上の管理（工程管理、品質管理、安全管理等）をつかさどる者であることから、適正な施工の確保に支障をきたすことのないよう、受注者において十分に留意してください。

問５　主任（監理）技術者の兼務が可能か事前に確認できますか。

主任（監理）技術者の兼務の可否について事前確認を希望する際は、県が入札公告等において指定する日までに、「技術者の兼務承認に係る事前審査申請書（様式第２号）」を提出してください。

また、入札手続きと並行して、従事中の工事の発注機関から承認を得る手続きを行い、受注後、「技術者の兼務承認申請書（様式第１号）」をあらためて提出してください。

なお、事前確認の結果として兼務ができない工事であった場合や、従事中の工事の発注機関から承認が得られなかった場合は、当該技術者を現場に配置することはできませんのでご注意ください。

問６　一般競争入札の配置予定技術者として、他工事に従事中の主任（監理）技術者を申請してもよいですか。

特に制限はありません。

ただし、入札に参加しようとする工事及び従事中の工事に専任の必要な工事が含まれている場合は、配置予定技術者の専任性に問題がないことについて、落札決定時に発注者が以下のいずれかにより確認します。

①　従事中の工事の完成検査が入札対象工事の契約工期開始日までに終了することを口頭確認

②　「技術者の兼務承認申請書（様式第１号）」（従事中の工事の発注機関から兼務の承認を受けたもの）

上記により配置予定技術者の専任性に問題がないことを確認できない場合、入札を無効とします。

なお、発注工事が専任を要する工事である場合について、問３＜兼務可能なケース１＞及び＜兼務可能なケース３＞の要件を満たした場合の兼務の可否は、入札公告において記載しています。

問７　現場代理人とは何ですか。

現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、当該契約に基づく受注者の権限（請負代金の受領や契約解除等に係る権限を除く。）を行使することができる者です。

現場代理人については、資格等を特に求めるものではありませんが、工事現場の運営や受注者の権限の代理行使に関して支障のない者を選任してください。

なお、主任（監理）技術者と現場代理人を同一人が兼ねる場合は、主任（監理）技術者となりうる資格を有する者を配置する必要があります。

問８　現場代理人の常駐とはどういうことですか。

常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、常に工事現場に滞在していることを意味するものです。

現場代理人は、請負金額に関わらず原則として常駐が必要となります。
ただし、請負金額が 4,500 万円（建築一式工事については 9,000 万円）未満の工事であって、以下①～②の両方を満たす場合は、常駐を要しないものとします。

① 当該工事現場の状況を常に把握でき、かつ発注者の求めにより速やかに工事現場に戻ることが可能であること
② 発注者（監督員）との間で常に携帯電話等により連絡をとることが可能であること

また、契約締結後、現場事務所の設置、敷材の搬入若しくは仮設工事等が開始されるまでの期間又は工事の全部の施工を一時中止している期間等、現場での施工が行われていない期間についても、当該期間が発注者との打合せ等により明確になっている場合は、現場代理人の常駐を要しないものとします。

なお、常駐を要しないとされた場合であっても、他の工事に関する現場代理人を兼務することについては、適正な現場管理を確保する観点から、同一人が担当できる現場の数や条件について制限を設けておりますので、発注機関の承認を得る必要があります。

問９　現場代理人は複数の工事を兼務することができますか。

工事現場への常駐を要しないものとされた現場代理人は、以下①～③のすべてに該当する場合は、発注機関の承認を得て、概ね２、３件程度まで、他工事の現場代理人を兼務することができます。

① 現場間の移動時間が概ね 30 分以内であること又は同一市町内であること
② 請負代金の額が 4,500 万円（令和 7 年 1 月 31 日までは 4,000 万円）以上の他の工事現場の主任（監理）技術者又は現場代理人でないこと
③ 現場代理人として兼務する工事の契約額の合計が概ね 9,000 万円（令和 7 年 1 月 31 日までは 8,000 万円）以上でないこと

また、主任（監理）技術者及び現場代理人を同一人が兼ねる場合であって、主任（監理）技術者の兼務が承認されたときは、上記の要件にかかわらず、主任（監理）技術者の兼務を認めた工事について、現場代理人の兼務も認めるものとします。

なお、現場代理人の兼務が認められなかった場合は、他の方を選任していただくこととなります。

問 10　現場代理人の兼務申請はどのように行うのですか。

契約締結後、「現場代理人及び主任（監理）技術者等選任（変更）届」と同時に「現場代理人の兼務確認申請書」（様式第３号）を提出してください。

また、現場代理人の工事従事状況に変更があった場合は、「現場代理人の兼務状況変更報告書」（様式第４号）を提出してください。

なお、兼務が認められなかった場合は、他の方を選任していただくこととなります。

問 11　指導技術者は複数の工事を兼務することができますか。

指導技術者（総合評価方式における若手技術者育成方式試行要領に定める指導技術者）については、以下の①～③の取扱いとします。

なお、兼務できる件数はいずれの場合も指導技術者として従事するものを含めて３件までとします。

①　指導技術者間の兼務の場合

以下のいずれかの場合、兼務を認めるものとします。

ア．工事現場の相互の移動時間が概ね 30 分又は同一市町内の工事

イ．工事現場の相互の移動時間が２時間以内で、かつ問３＜兼務可能なケース２＞⑤及び⑦を満たす工事

兼務を希望する場合は、指導技術者として従事中の工事について提出した「現場代理人及び主任（監理）技術者等選任（変更）届」の写しを、兼務を希望する工事の発注機関に提出してください。

②　指導技術者と主任（監理）技術者の兼務の場合

指導技術者を主任（監理）技術者とみなし、主任（監理）技術者同士の兼務が認められる工事である場合は、指導技術者との兼務も認めます。

兼務を希望する場合は、主任（監理）技術者として従事している工事の発注機関に対して、「技術者の兼務承認申請書」（様式第１号）を提出し、当該発注機関の受付印の押印された同申請書の写しを、兼務を希望する工事の発注機関に提出してください。

③　指導技術者と現場代理人の場合

指導技術者を現場代理人とみなし、現場代理人同士の兼務が認められる工事である場合は、指導技術者との兼務も認めます。

兼務を希望する場合は、現場代理人として従事している工事の発注機関に対して、「現場代理人の兼務確認申請書」（様式第３号）を提出し、当該発注機関の受付印の押印された同申請書の写しを、兼務を希望する工事の発注機関に提出してください。

また、指導技術者と主任（監理）技術者の兼務が承認された工事については、現場代理人の兼務も認めるものとします。

問 12　監理技術者等や現場代理人、指導技術者を途中で交代できますか。

適切な施工の確保及び入札・契約手続きの公平性の確保の観点から、監理技術者等（主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐）の工期途中での交代が可能な事例としては、以下が挙げられます。

（１）死亡、傷病又は退職といった、真にやむを得ない場合

監理技術者等にやむを得ない事情が発生した場合は、工事の監督員までご相談ください。（必要に応じて、事情の確認できる書類等の提示を求める場合があります。）

（２）奥能登土木総合事務所管内及び中能登土木総合事務所管内における長期間の工事の場合

奥能登土木総合事務所管内及び中能登土木総合事務所管内で、工期が２年以上となる長期間の工事においては、１年以上（※１）の期間連続して従事した場合、監督職員と協議の上、監理技術者等の途中交代を認める場合があります。

※１　令和７年６月３０日以前の契約案件については、令和７月４月１日以降、１年以上

この場合は、以下の点に留意する必要があります。

①交代の時期は、工程上一定の区切りと認められる時点とすること。

②技術力が同等以上（※２）の監理技術者等との交代であること。

※２　入札公告に定める配置予定技術者の要件を満たし、かつ総合評価における評価が同等以上であること

③工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないようにすること。

また、指導技術者についても、受注した工事の品質確保に関する責任があることや、総合評価方式における評価項目となっていることから、専任の主任技術者に準ずるものとし、上記の場合を除き、原則として工期途中での交代は認めないものとします。

現場代理人については、交代を認めますが、工事現場の運営や契約上の権限行使に支障を生じないようにしなければなりません。

問 13　営業所技術者等を主任（監理）技術者又は現場代理人として現場に配置することはできますか。

営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者をいう。以下同じ。）は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められます。

ただし、以下の場合は、営業所における技術的な管理、適正な施工の確保や適正な現場管理など、それぞれの業務に支障のない範囲で、営業所技術者等を配置することが可能です。

（１）専任を要しない工事の主任技術者又は常駐を要しない工事の現場代理人であって、次の①～③をすべて満たす場合

① 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
② 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
③ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（２）専任を要する主任（監理）技術者又は専任を要しない主任技術者（（１）の場合以外）であって次の①～⑩をすべて満たす場合

① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
② 兼務する工事が１件であること。
③ 工事の請負金額が１億円未満（建築一式は２億円未満）であること。
④ 営業所と当該工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能かつ移動時間が概ね２時間以内であること。
⑤ 工事の下請次数が３次までであること。
⑥ 主任（監理）技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を工事現場に配置すること。

（連絡員について）
・土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を１年以上有する者であること。
・例えば、工程会議や品質検査等が工事現場で行われる場合に、主任（監

理）技術者等が遠隔から指示等するに当たって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことができる者であること。

・連絡員の専任や常駐は不要

・連絡員は元請が配置すること（直接的・恒常的な雇用関係は不要）

⑦　工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じること。

（情報通信技術について）

建設キャリアアップシステム(ＣＣＵＳ)又はＣＣＵＳと連携したシステム等、工事現場以外から現場作業員の入退場が確認できるシステム

⑧　人員配置の計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。また、当該計画書は営業所で保存すること。（当該計画書の作成等は電磁的方法でも可）

（人員配置の計画書について）

次に掲げる事項を記載すること。

ア　当該建設業者の名称及び所在地

イ　主任（監理）技術者の氏名及び所属する営業所の名称

ウ　主任（監理）技術者の一日当たりの労働時間のうち労働基準法第３２条第１項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

エ　各建設工事に係る事項

（ア）請け負った建設工事の名称、所在地及び契約を締結した営業所の名称

（イ）請け負った建設工事の内容（土木一式、建築一式 等）

（ウ）当該建設工事の請負金額

（エ）工事現場間の移動時間

（オ）下請次数

（カ）連絡員の氏名、所属会社及び実務経験（土木一式、建築一式の場合のみ）

（キ）施工体制を把握するための情報通信技術

（ク）現場状況を把握するための情報通信機器

⑨　工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置し、かつ当該機器を利用可能な環境が確保されていること。

（情報通信機器について）

工事現場の状況を確認するために必要な音声及び映像の送受信が可能な機器（タブレット端末、ＷＥＢ会議システム等）

⑩　営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、発注機関に対する申請等は要しないものとしますが、業務の適正な遂行については十分に留意してください。

指導技術者については､受注した工事の品質確保に関する責任があることから、主任（監理）技術者に準ずるものとし、（１）又は（２）により営業所技術者等との兼務を認めるものとします。

問 14　石川県発注工事と他機関（市町等）発注工事について、主任（監理）技術者や現場代理人の兼務は可能ですか。

石川県発注工事と他機関発注工事との兼務の場合、石川県として兼務の可否を判断する際には、石川県の基準によるものとします。

他機関の取扱いについては、当該機関にお問い合わせください。